

日本国スポーツ庁と コロンビア共和国スポーツ省との間のスポーツ分野における協力覚書

日本国スポーツ庁とコロンビア共和国スポーツ省（以下、総称して「両当事者」、個別に「当事者」という。）は、

スポーツ分野における両国間の友好関係及び協力を強化することを望み、
情報及び専門知識の交換が両国のスポーツの発展に役立つことを認識し、

以下のとおり決定した。

項目 1

目的

本協力覚書（以下、「本覚書」という。）は、互惠及び相互の利益に基づいて、共同スポーツプログラムその他の活動の発展を通じて、両当事者間の協力を円滑に進め、及び促進するための枠組みを提供する。

項目 2

協力分野

項目 1 で述べた目的を達成するため、両当事者は以下の分野における協力活動の実施を互いに支援する。

- (a) アスリート、チーム及びスポーツ代表団のトレーニング
- (b) 指導者のためのトレーニング及び技術支援
- (c) スポーツ科学
- (d) スポーツ施設
- (e) 学術交流プログラム
- (f) ドーピング防止活動
- (g) 障がい者スポーツ
- (h) スポーツ行政
- (i) 国際的なスポーツイベント又は競技大会の開催及び組織
- (j) 学校体育及びレクリエーション
- (k) 両当事者が本覚書の範囲内で必要と考えるその他の分野

項目 3

協力及び実施の形態

本覚書の下での協力には、以下の項目が含まれるが、これに限られない。

- (a) 本覚書の対象とされる分野において、各国の非政府機関、組織、及び個人間の協力を促進する。
- (b) 各国の適用可能な法律及び規制に従って、両国のスポーツ団体間の協力を促進する。
- (c) 両当事者は、専門家交流やスポーツ指導者交流、共同プロジェクトへの参加を通じた協力を奨励する。

加えて、本覚書の下での協力の実現を成功させるために、両当事者は実行計画を作成し、各当事者の要望に応じ、両当事者によって作成及び承認された文書を通じて進捗状況をフォローアップすることができる。

項目 4

財政事項

本覚書の下での協力活動のための経費支出に係る財政事項は、利用可能な資金及び人員に応じ、個別的に、両当事者によって相互に協議される。

項目 5

本覚書の位置付け

本覚書の下での協力は、両当事者のいかなる権利及び義務にも影響を与えない。

項目 6

紛争解決

本覚書の解釈や実施から生ずる両当事者間のいかなる紛争も、両当事者間の相互の協議又は交渉によって解決される。

項目 7

修正

両当事者は、両当事者間の書面による相互の同意により、本覚書を修正することができる。そのような修正は、両当事者によって決定された日に開始する。

項目 8

機密性

- 1) 各当事者は、本覚書の実施のために、他方の当事者から受け取り、又は提供された文書、情報その他のデータの機密性を遵守する。
- 2) いずれかの当事者が機密性のある文書又は情報を第三者に開示したい場合、当該当事者は開示の少なくとも2か月前に、他方の当事者から書面で同意を取り付けるべきである。
- 3) 両当事者は、本覚書の下での協力の終了にかかわらず、本項目に記述される機密性に関する事項は両当事者によって引き続き尊重されることを確認する。

項目 9

停止

各当事者は、本覚書の下での協力の実施について、その全て又は一部を一時的に停止することができる。当該停止は、いずれかの当事者が他方の当事者に書面で停止の意向を通知した後、即時に開始される。

項目 10

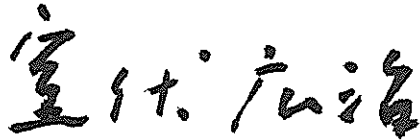
開始、期間及び終了

本覚書の下での協力は、両当事者による署名の日から開始し、5年間継続する。協力期間は、いずれかの当事者が他方の当事者に対し、その終了の6か月前までに、終了を書面によって通知しない限り、次の5年間自動的に更新される。

本覚書の下での協力の停止又は終了は、両当事者が協力期間の間に開始した協力活動に影響を与えない。

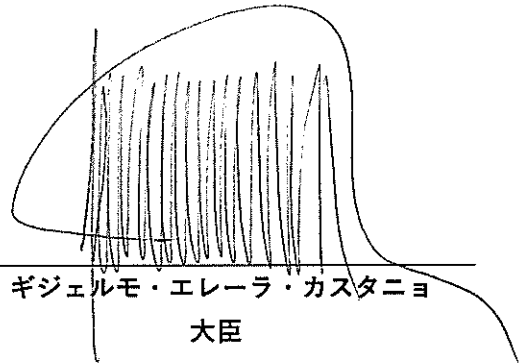
2022年6月22日に、東京及びボゴタにおいて、同等の価値を有する英語、日本語及びスペイン語の言語による本書2通に、法的拘束力を伴わない文書として署名された。解釈の相違がある場合には、英語の本書による。

日本国スポーツ庁のために



室伏 広治
長官

コロンビア共和国スポーツ省のために



ギジェルモ・エレラ・カスタニョ
大臣